

食料安全保障の基本理念を問う

—改正「食料・農業・農村基本法」の違和感—

「仙台・羅須地人協会」文化講座

2024年8月3日(土)

工藤昭彦

1 改正基本法の基本理念—農業基本法との対比

- ・旧基本法と食糧・農業・農村基本法
- ・改正基本法法律案の概要

II 破綻した食糧自給率目標

- ・基本計画に見る食の自給率目標の推移
- ・令和2年度基本計画の自給率目標
- ・食料自給率の推移
- ・食糧消費構造の変化

III 違和感のある輸出の促進

- ・輸入が輸出の10倍近く
- ・特定国に依存する輸入
- ・直撃する肥料・飼料・燃料価格の高騰
- ・足踏みする有機農業への転換

IV 目標倒れの農地資源確保

- ・基本計画の農地確保目標面積
- ・減少が加速する農地資源

V 農業従事者の急減と高齢化

- ・農業従事者と基幹的農業従事者
- ・高齢化する基幹的農業従事者・減速する担い手の

VI 消滅が危ぶまれる農村地域社会

- ・高齢化の進展と人口減少
- ・過疎地域の人口減少要因
- ・農業集落の状況

VII 方向転換の大まかなシナリオ

- ・農政転換の方向
- ・展望したい農受容型社会
- ・参加型構造改革モデル
- ・改革の歴史的意味

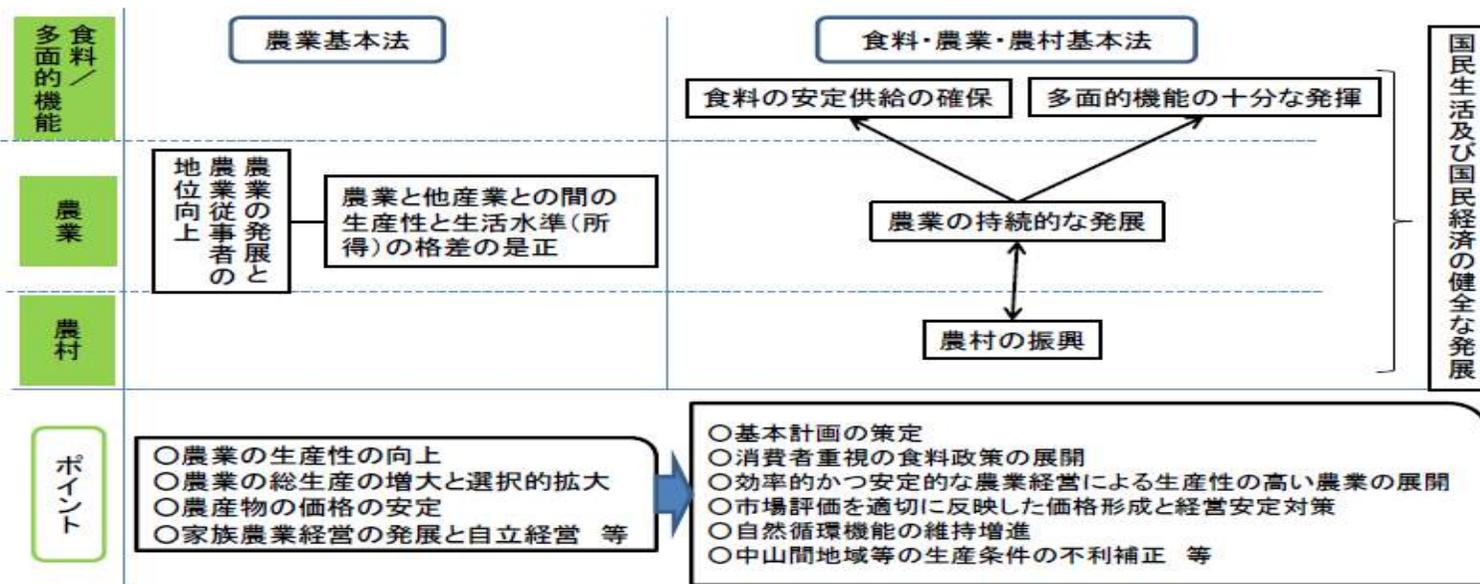
注：Ⅶ以外は「農業白書」、「農政審議会及び企画部会」提供資料による

I 改正基本法の基本理念

・旧基本法と食糧・農業・農村基本法

食料・農業・農村基本法の概要

- 高度経済成長を経て、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下など、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化。
- このため、平成11年7月、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展と、④その基盤としての農村の振興を理念として掲げた食料・農業・農村基本法が制定。



・改正食料・農業・農村基本法の概要

食料安全保障の確保

(1) 基本理念について、

①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を

「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
(第2条第1項関係)

②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
(第2条第4項関係)

③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
(第2条第5項関係)

(2) 基本的施策として、

①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
(第19条及び第21条関係)

②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
(第22条関係)

③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。
(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

(1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
(第3条関係)

(2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。
(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

(1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
(第5条関係)

(2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集約化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾患・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。
(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

(1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
(第6条関係)

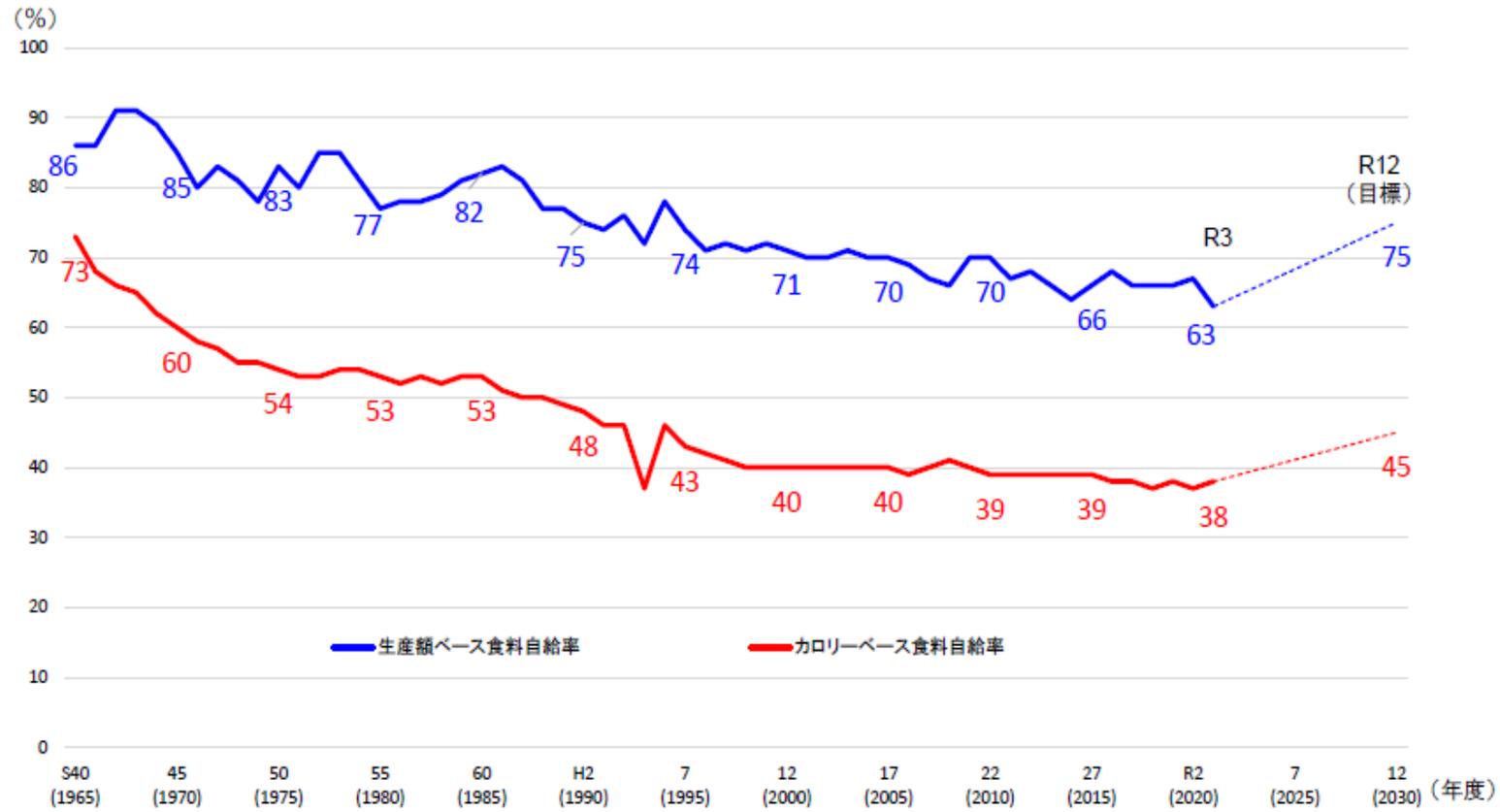
(2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。
(第43条から第49条まで関係)

II 破綻した食料自給率目標

・基本計画に見る食料自給率目標の推移

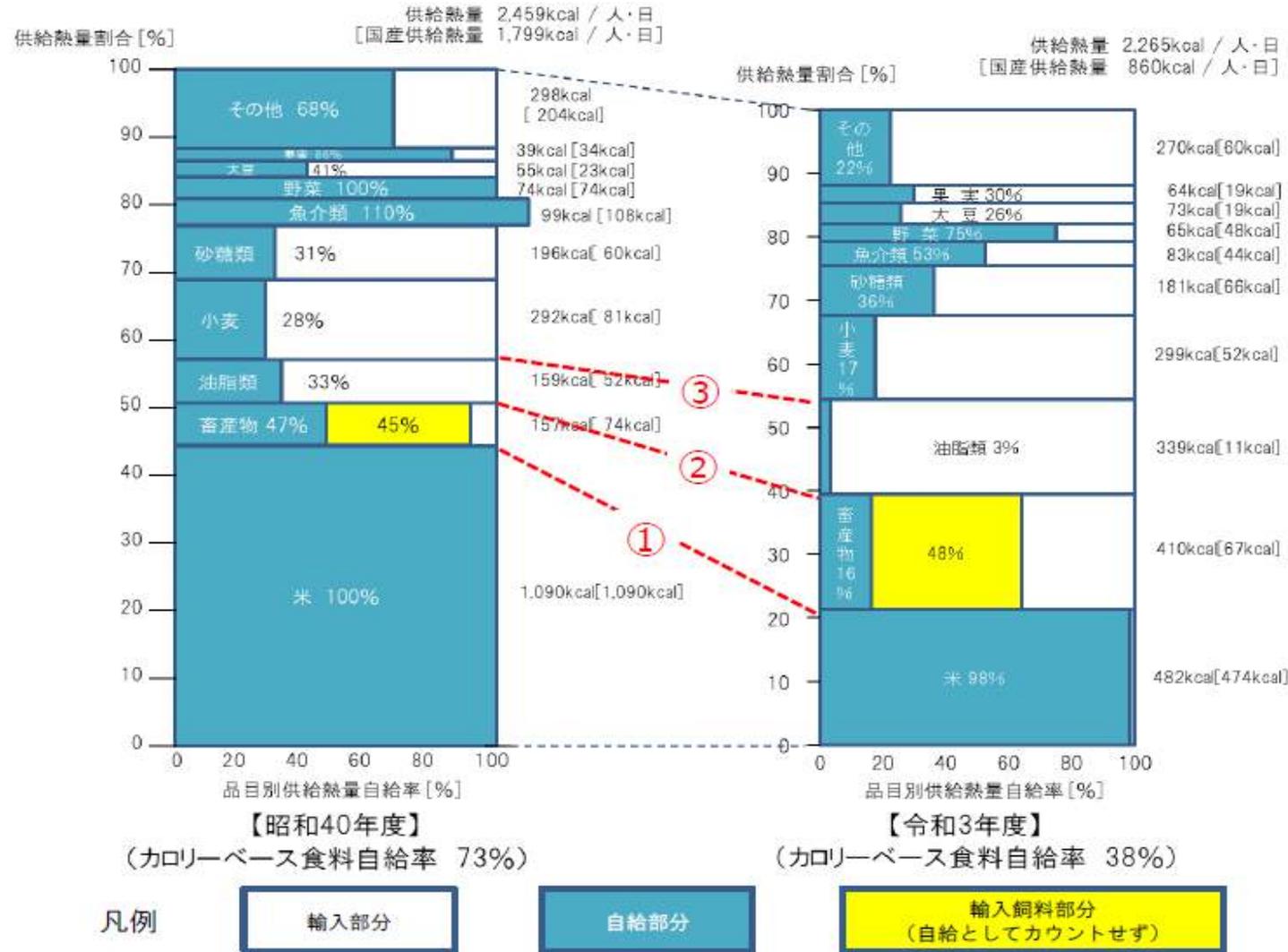


・食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

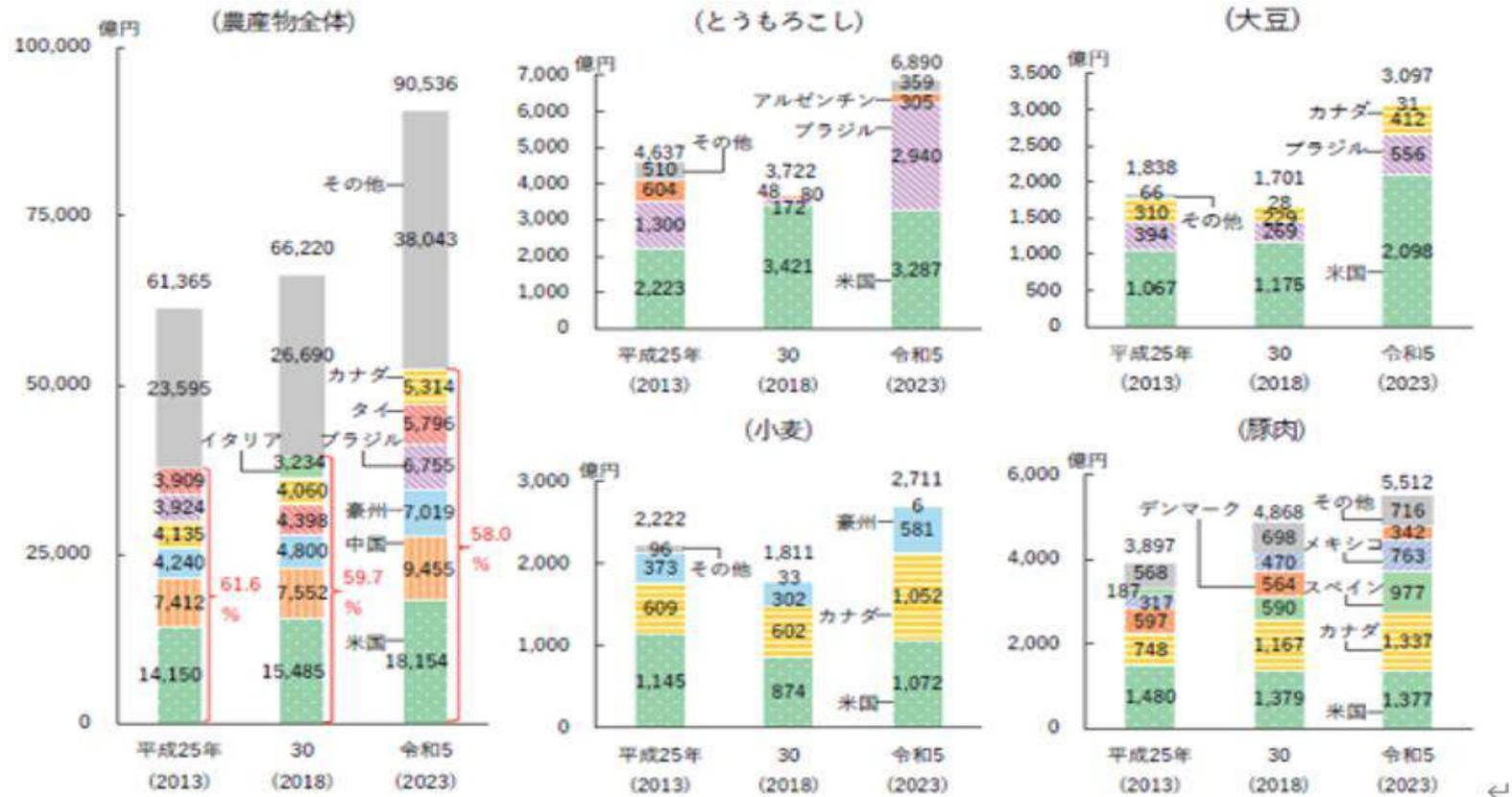
・食料消費構造の変化—1965年:2021年



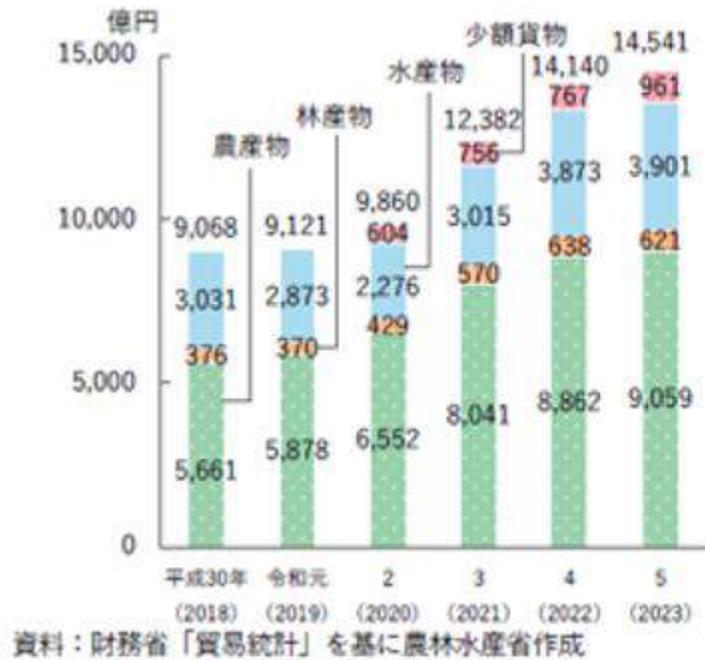
Ⅲ 違和感のある輸出の促進

- ・輸入が輸出の10倍近く—令和5(2023)年:輸入約13兆円 輸出約1.4兆円(表の数値)
- ・特定国に依存する輸入—約6割は米国、中国、豪州、ブラジル、タイ、カナダの6か国

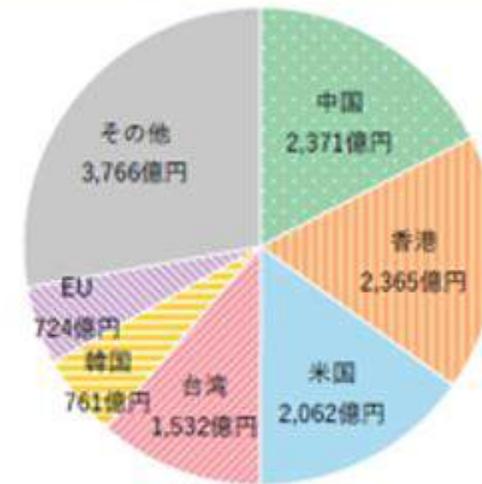
主要農産物の国・地域別輸入額



農林水産物・食品の輸出額



地域別の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
 注：1) 令和5(2023)年実績値
 2) 少額貨物を含まない数値

←

農林水産物の輸入・輸出額

単位：億円

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
輸入額合計	96,688	95,198	88,965	101,796	134,224	127,890
うち農産物計	66,220	65,946	62,129	70,402	92,405	90,536
うち豚肉	4,868	5,051	4,751	4,882	5,536	5,512
牛肉	3,847	3,851	3,574	4,079	4,925	4,112
うち林産物計	12,558	11,848	12,188	15,280	21,087	17,194
うち製材	2,584	2,294	1,845	2,831	3,905	1,956
木材チップ	2,520	2,600	1,877	2,171	3,019	3,200
うち水産物計	17,910	17,404	14,649	16,114	20,732	20,160
うちさけ・ます（生鮮・冷蔵・冷凍）	2,257	2,218	2,008	2,206	2,793	2,582
かつお・まぐろ類（生鮮・冷蔵・冷蔵）	2,001	1,909	1,598	1,862	2,324	2,092
輸出額合計	9,068	9,121	9,256	11,626	13,372	13,581
うち農産物計	5,661	5,878	6,552	8,041	8,862	9,059
うちソース混合調味料	325	337	365	435	484	544
清涼飲料水	282	304	342	406	482	537
うち林産物計	376	370	429	570	638	621
うち丸太	148	147	163	211	206	231
うち水産物計	3,031	2,873	2,276	3,015	3,873	3,901
うちホタテ貝（生・鮮・凍・凍・乾・くん）	477	447	314	639	911	689
貝珠（天然・養殖）	346	329	76	171	238	456

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省にて作成

・直撃する肥料・飼料・燃料価格の高騰と高い特定国への依存度

肥料原料の価格の動向

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (3) 輸出入関係

○ 化学肥料原料の国際価格は、昨年半ばより、穀物需要の増加や原油・天然ガスの価格の上昇等に伴い、高騰。

○ 肥料原料の輸入価格の動向



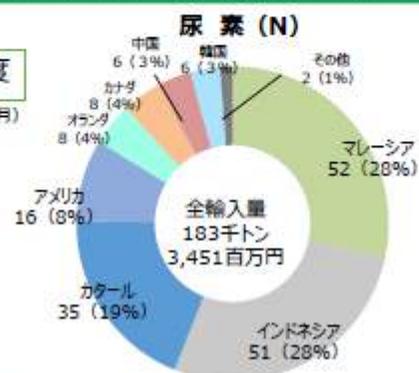
肥料原料の輸入状況（輸入量、輸入金額、輸入先国）

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (3) 輸出入関係

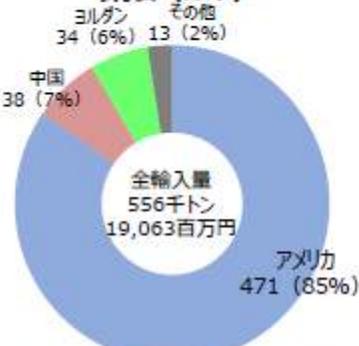
- 2020肥料年度の主な輸入先国は、尿素についてはマレーシア、中国、りん安については中国、塩化加里についてはカナダと特定の国への依存度が高まっている。
- こうした中、2021年秋以降、中国において肥料原料の輸出検査が厳格化され、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、モロッコ等からの協調買入を急遽要請。また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入していた塩化加里についても、ウクライナ侵略の影響によりカナダ等から必要量を確保。

1998肥料年度

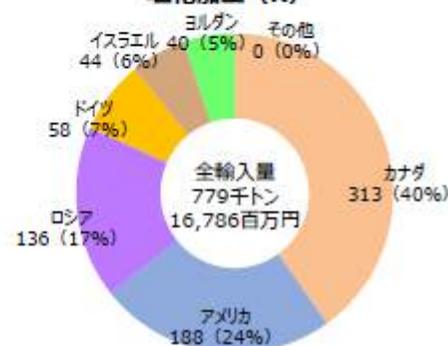
(1998年7月～1999年6月)



りん安 (N・P)

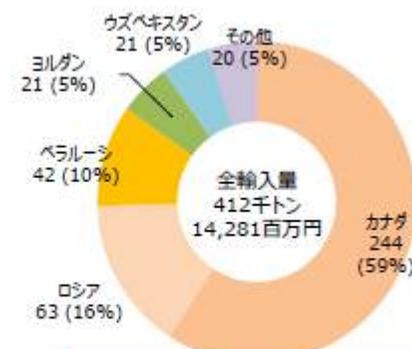
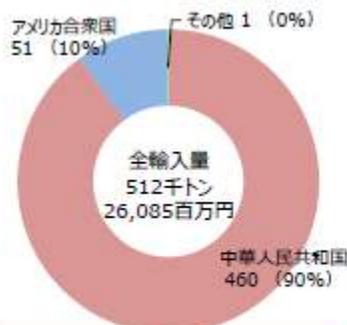
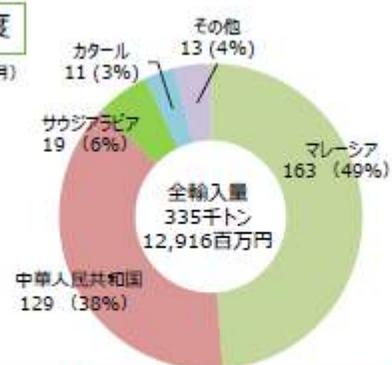


塩化加里 (K)



2020肥料年度

(2020年7月～2021年6月)



現在の対応状況

中国からの輸入が停滞
→ マレーシア等からの輸入が増加

中国からの輸入が停滞
→ モロッコ、ヨルダン等からの輸入が増加

ロシア・ベラルーシからの輸入が停滞
→ カナダ等からの輸入が増加

23

資料：財務省「貿易統計」を基に作成

飼料の価格の動向

○ 配合飼料価格は、配合飼料原料や為替相場等の影響により、上昇傾向で推移。

○ 配合飼料工場渡価格の推移

(円/トン)



高熱動力費の価格指数

我が国の施設園芸経営において、令和4(2022)年の経営費に占める燃料費の割合は約2~4割となっています。

農業生産資材価格指数(光熱動力)は、令和3(2021)年以降、上昇傾向で推移し、令和5(2023)年9月には過去10年間で最高となる133.9となりました(図表3-10-6)。

令和5(2023)年度においては計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、施設園芸及び茶の農業者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付しました。また、施設園芸農家向けのヒートポンプ等の導入を支援しました。

図表3-10-6 農業生産資材価格指数(光熱動力)



資料：農林水産省「農業物価統計調査」

注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値

2) 令和5(2023)、6(2024)年は概数値

・足踏みする有機農業への転換

有機農業の取組面積の現状

- 世界全体の有機農業の取組面積は、近年拡大しており、2020年では74.9百万ha（全耕地面積に占める割合は約1.6%）。
- 有機農業の取組面積割合を、主要国と比較すると、欧州諸国では高い一方、日本は、アメリカや中国と同様、1%に満たない低い水準。
- 日本の有機農業の取組面積は、2020年では25.2千ha（全耕地面積に占める割合は0.6%）であり、年々増加しているものの、全体としては極めて低いレベル。

世界の有機農業取組面積、全耕地面積に占める割合



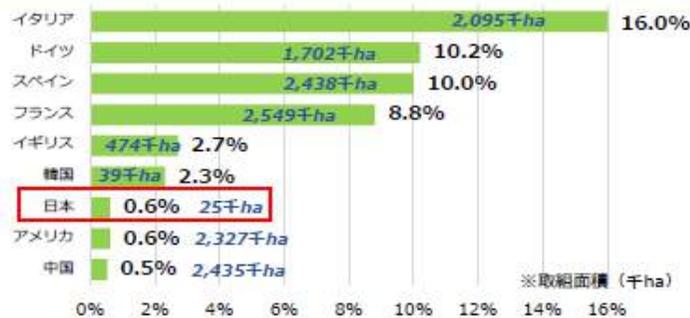
資料：FiBL&IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2022」を基に農業環境対策課にて作成

日本の有機農業の取組面積



注1：有機JAS認証を取得しているほ場面積は農林水産省食品製造課調べ。
 注2：有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H22年度は「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）による推計による。H23～26年までは、H22年度の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計。H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）
 注3：*（ ）内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

主要国の有機農業取組面積と面積割合（2020年）



有機農業の定義

- ▶ コーデックス委員会『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）』によると、「有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである」とされている。
- ▶ 我が国では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

IV 目標倒れの農地資源確保

・基本計画の目標:2009年の農地面積461万haを2020年も維持

農地の見通しと確保

○平成32年における農地面積の見込み

○これまでのすう勢を踏まえ、優良農地の転用抑制や耕作放棄地の発生抑制・再生等の効果織り込んで、農地面積の見込みを推計



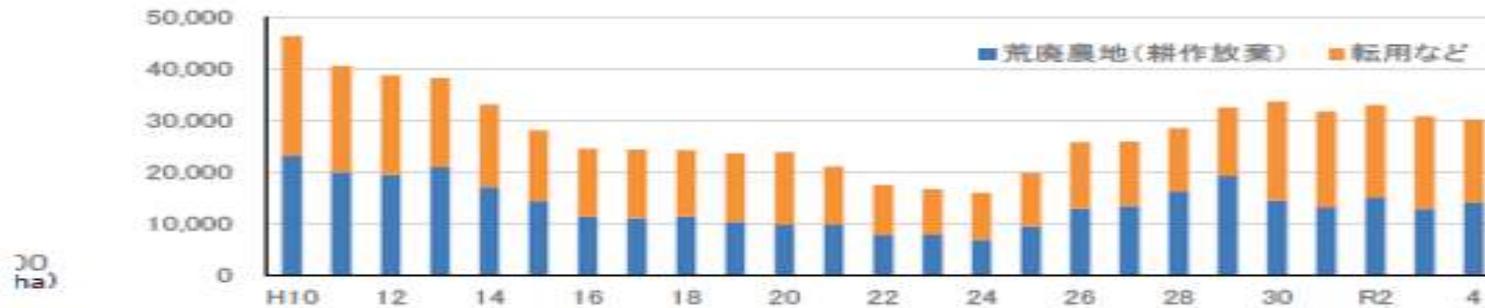
2

・減少が加速する農地資源

○農地（耕地）面積の推移



○かい廃面積の推移



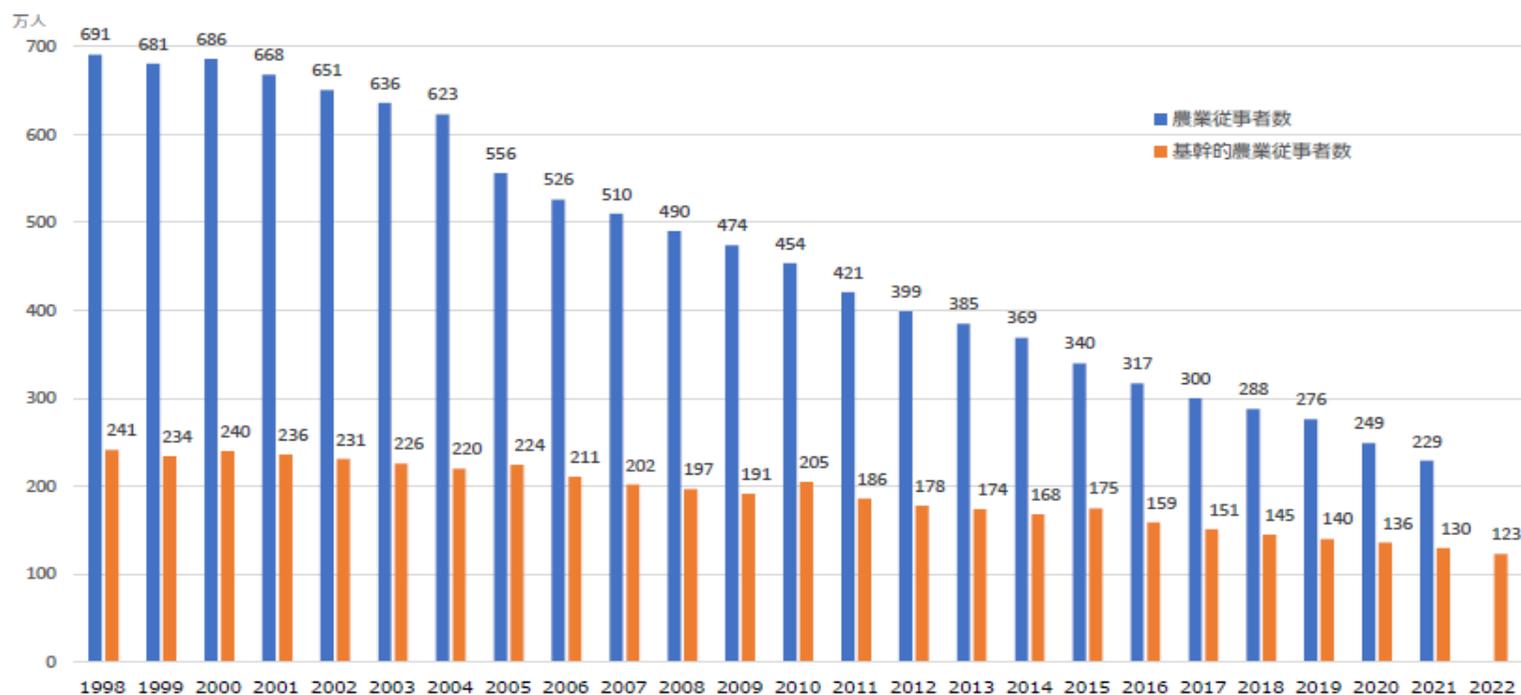
V 農業従事者の急減と高齢化

・農業従事者と基幹的農業従事者

農業従事者数と基幹的農業従事者数の推移

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化(4) 農業・農村関係

- 農村人口の高齢化により、農業従事者数は減少傾向。
- 基幹的農業従事者数についても、基本法制定時（1998年）の約240万人から半減の123万人となっている。



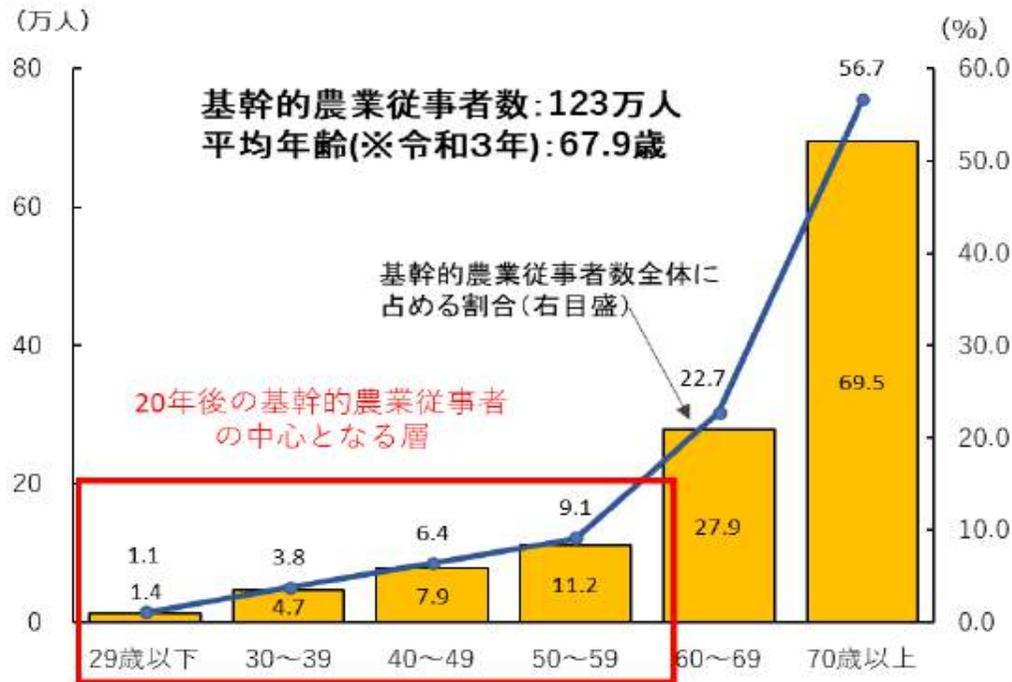
・高齢化する基幹的農業従事者

基幹的農業従事者の年齢構成

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (4) 農業・農村関係

- 令和4年における基幹的農業従事者数は123万人、平均年齢は67.9歳で、年齢構成は70歳以上の層がピークとなっている。
- 今後10～20年先を見据えると、基幹的農業従事者数は大幅に減少することが確実であり、生産基盤の脆弱化が危惧される。

○ 基幹的農業従事者の年齢構成（令和4年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（令和3、4年）

基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

・参考:減速する担い手の農地集積率

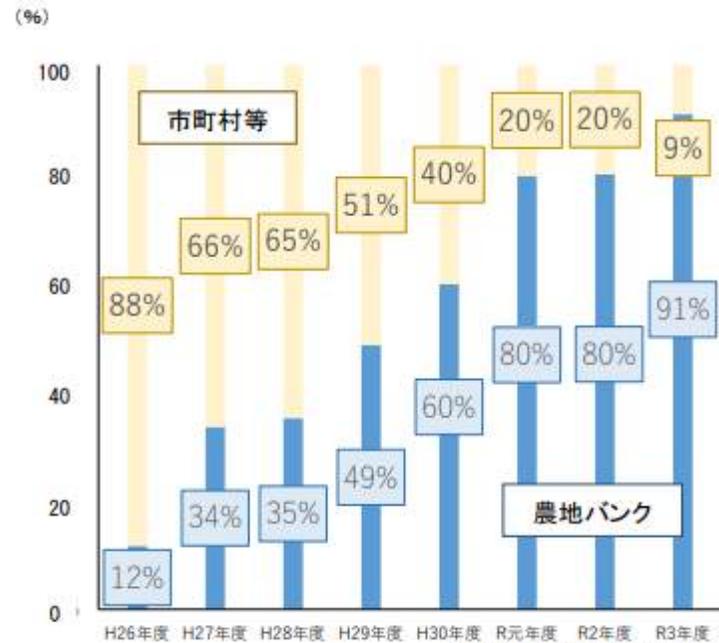
- 令和5年度までに全農地の8割を担い手に集積するという目標に対して、令和3年度の農地集積率は58.9%であり、目標の達成に向けて更なる取組の加速化が必要
- 令和3年度の担い手への農地集積面積は約256万haであり、農地バンク創設前の平成25年度に比べて約35万2千ha増加このうち、農地バンクによる集積面積は約15万7千haと全体の4割超
- 担い手への農地集積面積に占める農地バンクの割合は年々増加傾向にあり、令和3年度は91%

担い手への農地集積面積と農地集積率



※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成

毎年の担い手への農地集積面積の増加分



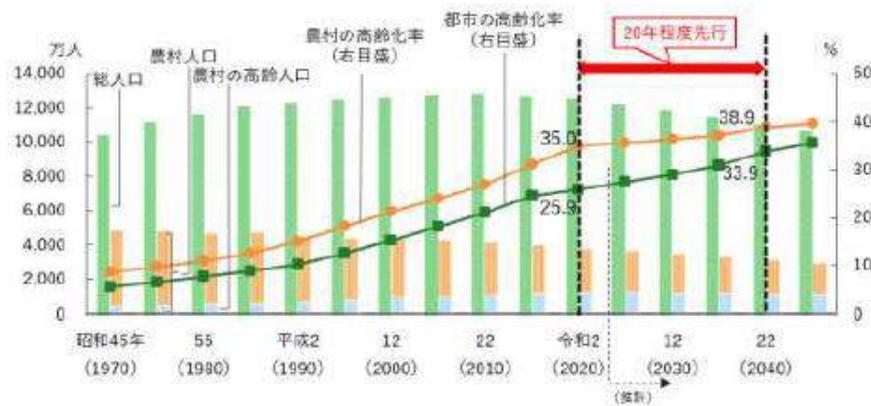
※ 農林水産省経営局農地政策課調べ
 ※ 各年度の担い手への農地集積面積の増加分における農地バンクを経由した権利設定等の割合

VI 消滅が危ぶまれる農村地域社会

・高齢化の進展と人口減少

- 農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行。
- 農山漁村の人口減少は特に農村の平地や中山間部で顕著に見られ、地域コミュニティの衰退が危惧。

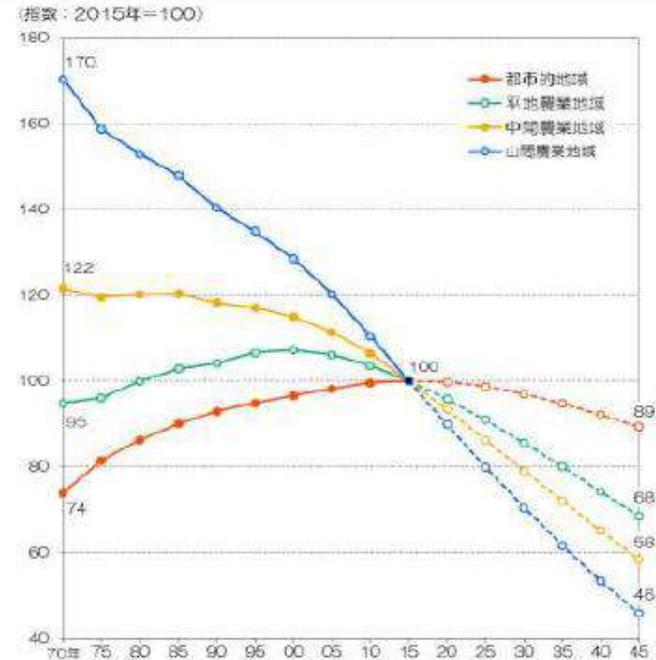
○農村・都市部の人口と高齢化率



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に農林水産省作成。

注：ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。
なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

○農業地域類型別の人口推移と将来予測

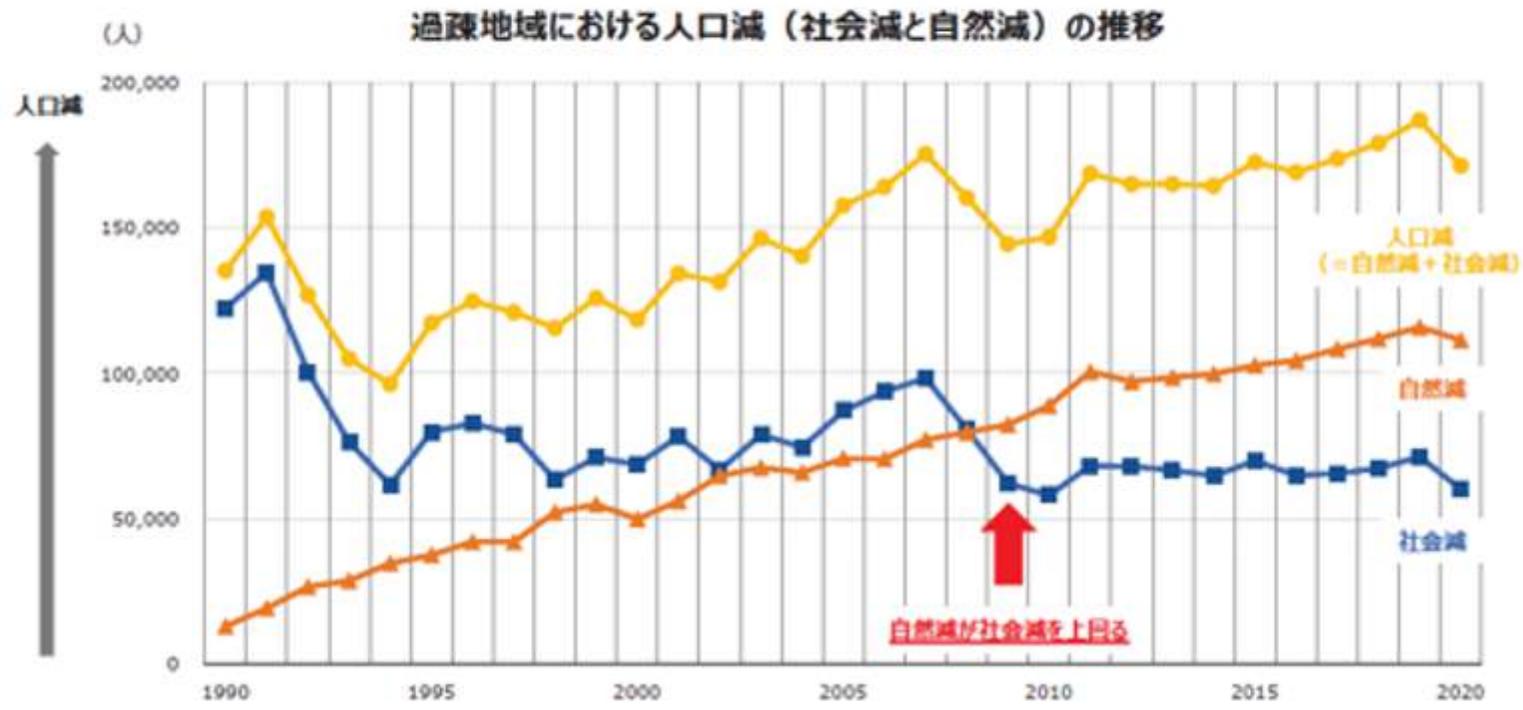


注1) 国勢調査の粗集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

出典：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」(2019年8月)

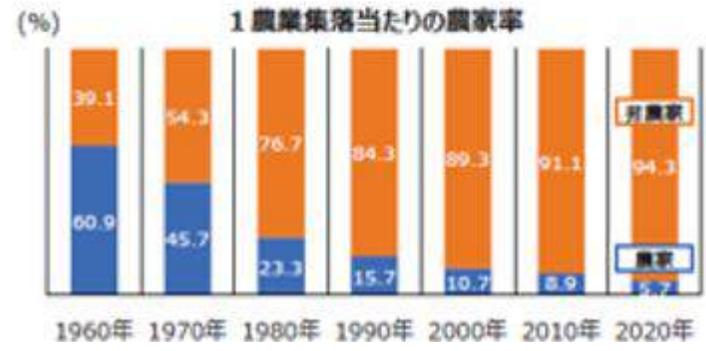
・過疎地域の人口減少要因

- 過疎地域の人口増減の要因を、出生・死亡による「自然増減」と転入・転出による「社会増減」から見ると、1989年以降、社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっている。
- 2009年以降、社会減より自然減が大きくなっている。



・農業集落の状況

- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。



末端施設の維持管理

- 末端の農業用排水施設等については、一般的に集落・水利組合・農業者等が維持管理（地域住民の共同活動）。
- 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、農業用排水路の保全・管理に関する集落活動が停滞する傾向がある。特に、集落人口9人以下の集落、高齢化率60%以上の集落では、その割合が急激に低下。

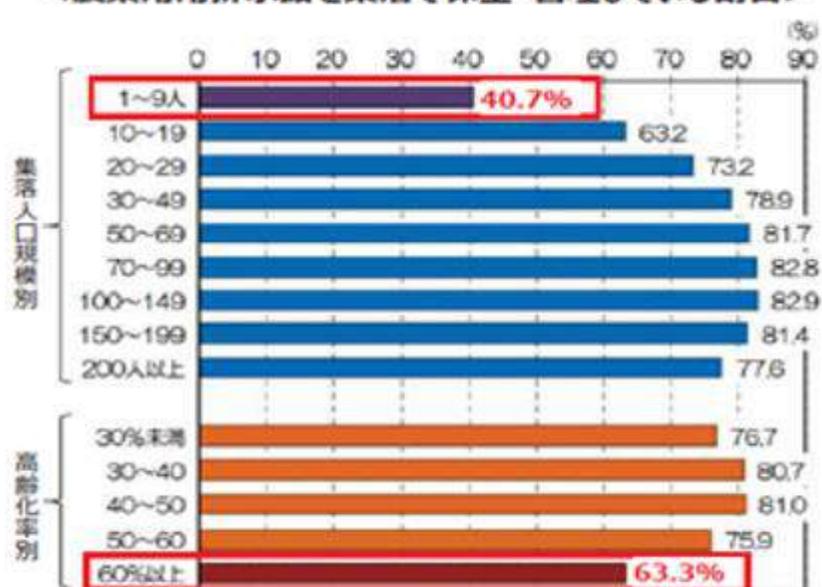
<末端施設の維持管理のイメージ>



<人口減少下での施設管理（イメージ）>



<農業用排水路を集落で保全・管理している割合>



資料：農林業センサス調査地域別調査(2015年)、地域の農業を見て・知って・活かすDB(2015年)。
注：集落人口及び高齢化率は、国勢調査の人口データを農業集落別に集計した値に基づく。

資料：国土交通省「第5回 国土の長期展望専門委員会」資料1-2「農業集落の安否と将来予測—農業センサス等に基づく統計分析から—」（農林水産政策研究所：機構誌）より転載

・参考:基幹的農業水利施設の老朽化

基幹的施設の老朽化状況

- 基幹的農業水利施設はその約半数が標準耐用年数を超過しているとともに、今後10年のうちに約7割が超過するおそれ。
- 特に、用排水機場、水門等、管理設備については、既に7割以上が標準耐用年数を超過している状況。

○農業用排水施設のストックと標準耐用年数超過状況 (基幹的水利施設)



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」(R3.3月時点)
 注1：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。
 貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

基幹的農業水利施設 施設区分	施設数 ・延長 (R3.3)	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設 (箇所)	7,700	4,324	56%
貯水池	1,295	131	10%
取水堰	1,962	810	41%
用排水機場	3,002	2,323	77%
水門等	1,138	826	73%
管理設備	303	234	77%
基幹的水路 (km)	51,831	23,206	45%

資料：農業基盤情報基礎調査 (R3.3時点) による集計
 注1) 「基幹的農業水利施設」とは、農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
 注2) 「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。
 貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

VII 方向転換の大まかなシナリオ

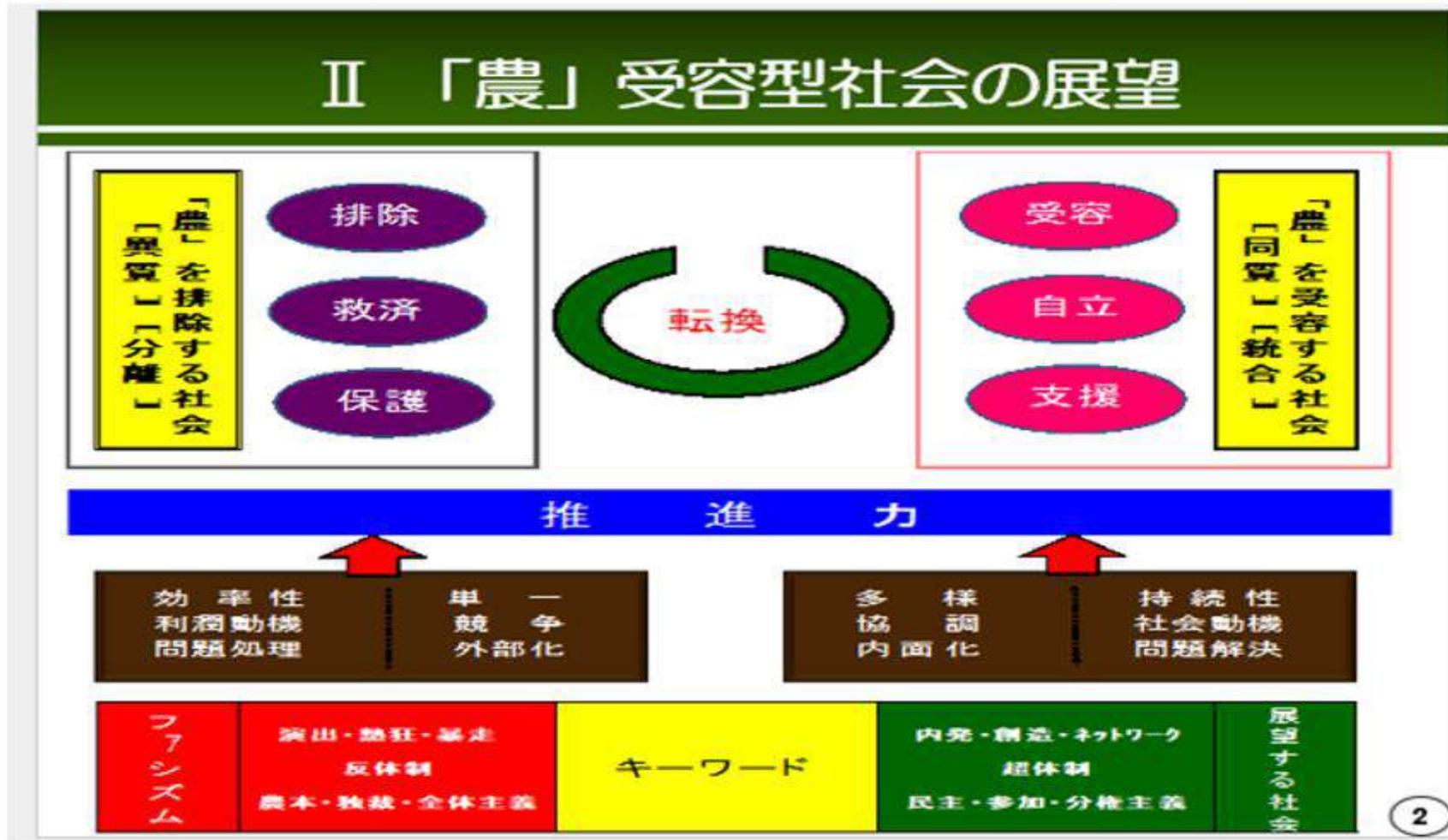
・農政転換の報告

	自民党農政	民主党農政	期待される方向
構造改革	政策対象限定型 〔政策目標誘導型 排除・選別型〕	政策対象拡大型 〔現地取組支援型 マル投げバラ撒き型〕	政策対象参加型 〔内発モデル支援型 支援効果重視型〕
食料自給	食料自給放棄型 〔世界食料需給緩和 価格低下傾向〕	自給率目標こだわり型 〔世界食料需給変動 価格高騰〕	自給実績積み上げ型 〔世界食料需給不安 食資源争奪の懸念〕
ムラづくり	政策対象外 〔山振法等格差対策 ⇨選挙対策 ・ムラの機能低下 (村落崩壊)〕	政策認識対象外 〔自民党農政の継続 ⇨選挙対策 ・ムラの機能低下加速 (村崩壊加速)〕	抜本的政策転換 〔自民党農政 ⇨選挙対策農政の破綻 ・地方分権、地方集権 (新たな公共、 自治機能の実質化)〕

資料:著者作成

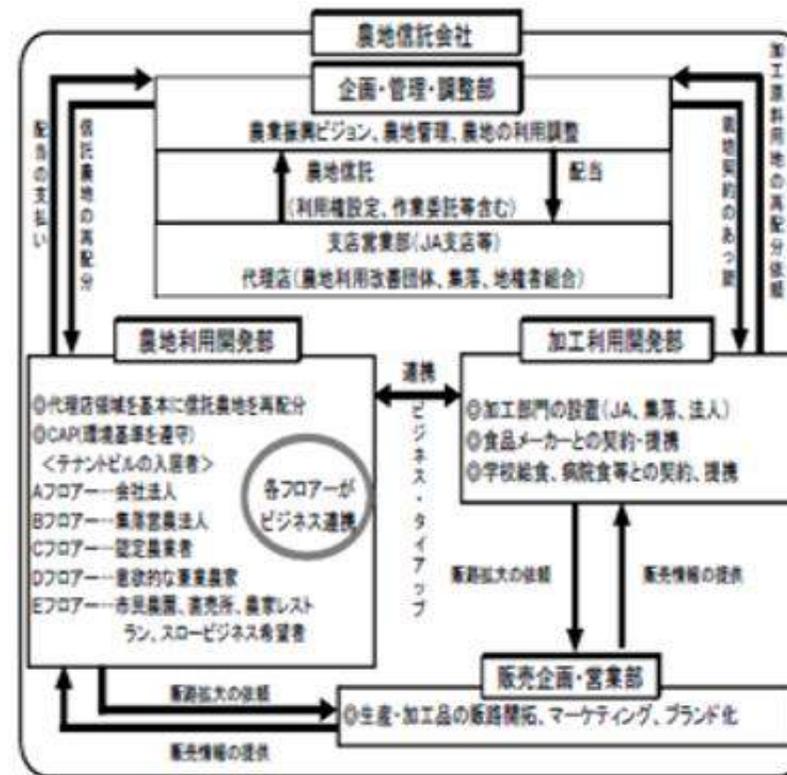
←

・展望したい農受容型社会



農地改革・参加型構造改革の展望 —私のモデル—

テナントビル型農業のイメージ図





・参考:いま考えていること

VI 展望したい「共」的社会組織の枠組

—中村吉治「共同体」論の脱構築試論—

1 原型としての共同体

原型としての共同体は、生活拠点として一定領域内の土地及び自然資源の排他的占有確保を原動力とする「武力組織」、「地縁組織」、「土地所有組織」、「血縁組織」等の諸機能を内在した自己完結的・自給自足的閉鎖循環組織であった。

2 共同体機能の拡散消滅

こうした共同体の自己完結的・一体的な「武力組織」「地縁組織」、「土地所有組織」、「血縁組織」の諸機能は次第に分裂・拡散・崩壊・解体の過程を辿り消滅したが、封建的なもの共同体的なものが除かれたからと云って近代そのものが矛盾なき社会になったわけではない。

3 農業を組織化し得ない資本主義

過去の共同体的諸関係を消滅に追い込んだ世界市場システムとしての資本主義は、今日にもなお農業をふくむ社会の再生産過程を組織し編成し得ないままわが国はもとより世界各国各地域の農業・農村を窮地に追い込んでいる。

4 対抗力としての「共」的諸関係

こうした中、農業・農村を外側から破壊する世界市場システムとして資本主義への対抗力を埋め込んだ新たな「共」的諸関係を原動力として、改めて失われた生活(暮らしの)拠点を取り戻し、暮らしに係わる社会資源の持続性を確保していく動きがみられるようになった。ここでいう社会資源は、ひとまず地域住民が持続的に暮らしを確保していく上で不可欠な生産、生活、環境資源の総称であると捉えておこう。

25

VI 展望したい「共」的社会組織の枠組

—中村吉治「共同体」論の脱構築試論—

5 武力組織に代わる自治

新たな「共」的諸関係の組織的枠組のうち国家に集権された「武力組織」に代わる機能を有するのは多様な「自治組織」であろう。資本の論理に追随した外側からの破壊力に対抗して地域住民自らの判断と責任で暮らしの拠点にかかわる問題を処理していかねばならないからである。具体的には自主的・自立的に地域内社会資源の持続性確保に関わる「行政」、地方議会、「NPO」、「農業生産」や「社会生活」に関連する諸「団体」及びそれらの連合体などが想定されよう。

6 地縁組織に代わる共属組織

単なる近隣関係以上の意味を失った共同体の地縁組織に代わって、いま、広域化した生活圏内では「居住域」、「生活域」、「職域」、「趣味・芸能・学習域」ごとに多様な組織が生まれ活動を展開している。一見バラバラなこうした組織は生活圏を共にする地域住民の「共属組織」であり、いわば地縁組織の分岐形態である。こうした「共属組織」の自由かつ地の利を活かした個性的活動は互いに共鳴しながら地域住民の絆を深め安心な暮らしを支える心の「拠り所」として機能し始めている。かつての「地縁組織」は暮らしの拠点を支える多様な「共属組織」へと生まれ変わりつつあると見てよい。

7 血縁組織に代わる志縁組織

共同体の成員を同名同祖神拝礼や祭りの制度化により擬制的な同族として自己認識しながら維持してきた「血縁組織」は本分家関係を含めて社会的機能を粗方喪失した。これに代わって暮らしの拠点が抱える社会問題に地域を越えて同じ思いで取り組む多様な「支援」、「協力」、「関係」、「交流」、「連携」、「互恵」、「相互扶助」等の組織が活動を展開するようになった。同族的血縁組織はある種の同祖神拝礼や祭りを復活・継承しながら志を共有するネットワーク型「志縁組織」に生まれ変わることで地域社会の新たな「共」的枠組として機能し始めている。

8 土地共有組織に代わる資源保全組織

明治維新の藩籍奉還、秩禄処分、地租改正により共同体は法的、制度的に否定され、「土地所有の主体」たる共同体の機能も悉く失われた。第二次世界大戦後の農地改革では地主制も解体され農民の私的土地所有が確立した。しかし近年、農地法に規定された「耕作の目的に供される農地」の耕作放棄や荒廃が進み「耕作者自らによる農地の所有が果たしてきてい

る」とされた「重要な役割」を果たし得ない地域が増えている。農地所有の空洞化は森林を始めとする近隣土地資源、水利資源にも及び、今後こうした地域資源の持続性をいかにして確保していくかが深刻な社会問題として取り上げられるようになった。かつて「共同体」は台頭する私的な土地所有と折り合いながら共同体の成員である耕作者に対する土地の配分やその利用、維持管理に多様な形で関わってきた。いまもまた土地所有の空洞化を抑制し、農地、自然、環境、インフラ、伝統、文化としての地域資源を持続的に保全管理する共同かつ組織的な取組が各地で垣間見られるようになった。共同体の「土地利用組織」は暮らしの拠点に係わる新たな「共」的「地域資源保全組織」へと姿態変換しながら改めて人間と自然の新たな関係を築こうとする動きが芽生えつつあると見てよい。

9 展望したい地域社会の「共」的枠組

以上が資本主義と異質であるがゆえに不断に外側から崩されてきた「共同体の原型」と云ってよい自己完結的諸機能を今日的視点で脱構築しながら推察した新たな「共」的組織の大まかな見取図である。共同体とともに失われた「武力組織」、「地縁組織」、「土地所有組織」、「血縁組織」の諸機能は改めて「自治組織」、「共属組織」、「志縁組織」、「資源保全組織」機能を折り込んだ「並列・分散・ネットワーク型」で開放循環的な「共」的社會組織へと生まれ変わりつつあるのではないか。